

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年 2月 18日

横浜市契約事務受任者
総務局長 吉川 直友

- 1 契約の概要
みなとみらい21・クリーンセンター駐車場シャッター緊急対応
- 2 履行(納品)場所
横浜市中区桜木町1丁目1番地の56
- 3 契約日
令和7年 1月 17日
- 4 履行日又は履行期間
契約締結日から令和7年 2月 14日まで
- 5 契約金額
33,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
東洋シャッター株式会社
(横浜市神奈川区三ツ沢西町8-28)
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
みなとみらい21・クリーンセンターの屋内駐車場用のシャッターが故障し、閉じたままの状態となりました。当該シャッターはみなとみらい21・クリーンセンターの書庫の入出庫業務用で、早急に対応しなければ、車両の出し入れができず、書庫業務に支障をきたすため。
- 8 契約の相手方の選定理由
修繕等の対応はシャッターの製造元に限定されるため。
- 9 所管課
総務局管理課